

## 別表2

## 振動に係る特定建設作業

| 特定建設作業の種類                 | 振動規制法<br>番号 | 県条例<br>番号 | 備 考  |
|---------------------------|-------------|-----------|--|
| くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業 | ◎①          | ①         | もんけん、圧入式くい打機、油圧式くい抜機、<br>圧入式くい打くい抜機を除く                             |
| 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業  | ◎②          | ②         |  |
| 舗装版破砕機を使用する作業             | ◎③          | ③         | 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日にお<br>ける当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない<br>作業に限る。 |
| ブレーカーを使用する作業(手持式のものを除く)   | ◎④          | ④         | 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日にお<br>ける当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない<br>作業に限る。 |

※ ◎のついている方で届け出ることを示す

○数字は、法律又は県条例の作業の種類を示す